

議案第154号

さいたま市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年11月30日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市病院事業の設置等に関する条例（平成13年さいたま市条例第198号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(診療科目及び病床数)	(診療科目及び病床数)
第4条 診療科目は、次に掲げるとおりとする。	第4条 診療科目は、次に掲げるとおりとする。
(1)～(8) [略]	(1)～(8) [略]
<u>(9) 消化器外科</u>	(9) [略]
<u>(10) 血管外科</u>	<u>(10) [略]</u>
<u>(11) [略]</u>	(11) [略]
<u>(12) [略]</u>	(12) [略]
<u>(13) リハビリテーション科</u>	(13) [略]
<u>(14) [略]</u>	<u>(14) [略]</u>
<u>(15) [略]</u>	(15) [略]
<u>(16) [略]</u>	(16) [略]
<u>(17) [略]</u>	(17) [略]
<u>(18) 形成外科</u>	(18) <u>耳鼻いんこう科</u>
<u>(19) [略]</u>	(19) [略]
<u>(20) [略]</u>	(20) [略]
<u>(21) [略]</u>	(21) [略]
<u>(22) 耳鼻咽喉科</u>	(22) [略]
<u>(23) 歯科口腔外科</u>	(23) [略]
<u>(24) [略]</u>	(24) [略]

(25) [略]	(20) [略]
(26) [略]	(21) [略]
(27) 病理診断科	
2 [略]	2 [略]

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第4条の改正（「耳鼻いんこう科」を「耳鼻咽喉科」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。